

～種イモを使用または販売する皆様へ～

# 病害虫のまん延を防止するため、種馬鈴しょ 検疫にご理解・ご協力をお願いします！

## 種馬鈴しょ検疫（種イモ検査）とは

■ ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫は、種イモを通じて広がり、ジャガイモの生産に大きな被害を与えます。

■ このような被害を防ぐため、主要な生産地である11道県（※）で生産される種イモは、植物防疫官が検査し、病害虫がないことを確認した種イモに『合格証票』（右図）を添付しています。（11道県で生産された種イモは、『合格証票』の添付がなければ販売できません。）

※ 北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県の11道県



合格証票（見本）



『合格証票』が添付された種イモ  
を使用または販売しましょう！

## 種イモを通じて広がる主な病害虫とその被害の様子

種馬鈴しょ検疫では、次のような病害虫がないことを確認しています。

### シストセンチュウ

- ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ（※）は、根に寄生して養分を吸収するため、収量が低下する場合があります。
- 農薬が効きにくく、土壤中で長い期間生存するため、一度発生すると、根絶が困難です。

※ 平成27年8月、北海道内の一部のほ場において、ジャガイモシロシストセンチュウが我が国で初めて確認されました。  
右写真のように地下部に黄～白色の丸い物質（シスト・約0.5mm）が付着していた場合は、植物防疫所までご連絡下さい。



根に寄生した状態  
（黄色の丸い物質）



地上部の被害症状

### ウイルス病

- ウイルス病に感染した種イモを使用すると、生産されたジャガイモがウイルス病に感染し、収量が低下したり、商品価値を損なう場合があります。



縮葉症状



塊茎の陥没

## 種馬鈴しょ検疫のことや合格証票が無い種イモが販売されていれば・

以下の植物防疫所までお問い合わせ、ご連絡をお願いします。

農林水産省 門司植物防疫所 国内検疫担当 093-321-2809  
鹿児島支所 099-222-1046